

国民所得統計年報

Annual Report on National Income Statistics

昭和 41 年版

1966

經濟企画庁

Economic Planning Agency
Japanese Government

は し が き

経済企画庁は、数年来、国民経済計算体系の中核的地位を占める国民所得統計の全面的改訂作業を鋭意進めてきたが、成案をえたので、昭和41年4月12日「新国民所得統計—昭和26～39年度」として閣議に報告した。

この年報は、上記の閣議報告を中心に、暦年・四半期別や付表などの新国民所得統計の諸計数および新しい国民所得勘定の概念構成、推計方法を併せ収録したものであって、序にあたる「はじめに」とそれにつづく3つの部からなる。

「はじめに」は、この年報の導入部であって、国民所得を改訂した経緯、その必要性、改訂の基本方針を明らかにしている。

「第一部」では、新国民所得勘定の概念構成や勘定項目の定義を明らかにしている。

「第二部」は、この統計年報の主要部分であって、昭和26～39年度の国民所得の新計数を6個の基本勘定、5個の主要系列表、14個の付表を用いて示している。

「第三部」では、新国民所得勘定の推計方法を説明したのち、旧推計との相違点を明らかにしている。

なお、この統計年報に収録した諸計数は、従来の国民所得白書の計数（旧推計）を全面的に改訂したものであって、今後、国民所得の年次報告は「国民所得統計年報」のかたちで公刊される。

昭和41年4月

経済企画庁

この統計年報に関する問合せは、経済企画庁経済研究所国民所得部（東京都千代田区霞ヶ関3の2
電話 東京（581）0967〔直通〕）あてに願います。

目 次

Contents

はじめに

| | |
|----------------------|---|
| 1. 国民所得勘定改訂までの経緯 | 1 |
| 2. 改訂の必要性 | 1 |
| 3. 改訂を行なうに当たつての基本的方針 | 2 |

第一部 新国民所得勘定の概念構成

| | |
|--------------|---|
| 1. 国民所得勘定の構成 | 5 |
| 2. 主要勘定項目の定義 | 6 |

第二部 国民所得統計

National Income Statistics

| | |
|--|--------------|
| 第 1. 基本勘定および主要系列表 (年度計数) | (経済企画庁) |
| Part 1: Basic Accounts and Main Tables (Figures for Fiscal Year) | 11 |
| I 国民総生産と総支出勘定 | 12 |
| Account 1. Gross National Product and Expenditure | 12 |
| II 国民所得分配勘定 | 14 |
| Account 2. Distribution of National Income | 14 |
| III 個人勘定 | 16 |
| Account 3. Households and Private Non-profit Institutions | 16 |
| IV 一般政府勘定 | 18 |
| Account 4. General Government | 18 |
| V 資本形成勘定 | 20 |
| Account 5. Gross Saving and Capital Formation | 20 |
| VI 海外勘定 | 22 |
| Account 6. External Transactions | 22 |
| 表1. 要素費用表示の産業別国民純生産 | 24 |
| Table 1. Industrial Origin of Net National Product at Factor Cost | 24 |
| 表2. 国民所得の分配 | 26 |
| Table 2. Distribution of National Income | 26 |
| 表3. 国民総支出 | 30 |
| Table 3. Gross National Expenditure | 30 |
| 表4. 実質国民総支出 | 34 |
| Table 4. Gross National Expenditure at Constant Prices | 34 |
| 表5. インプリシット・デフレーター | 36 |
| Table 5. Implicit Price Deflators | 36 |
| 第 2. 暦年および四半期別基本勘定と主要系列表 | (経済企画庁経済研究所) |
| Part 2: Yearly and Quarterly Figures on Basic Accounts and Main Tables | 39 |
| I 国民総生産と総支出勘定 | 40 |
| Account 1. Gross National Product and Expenditure | 40 |

| | |
|---|--------------|
| I 国民所得分配勘定 | 50 |
| Account 2. Distribution of National Income | 50 |
| II 個人勘定 | 60 |
| Account 3. Households and Private Non-profit Institutions | 60 |
| IV 一般政府勘定 | 70 |
| Account 4. General Government | 70 |
| V 資本形成勘定 | 80 |
| Account 5. Gross Saving and Capital Formation | 80 |
| VI 海外勘定 | 90 |
| Account 6. External Transactions | 90 |
| 表1. 要素費用表示の産業別国民純生産 | 100 |
| Table 1. Industrial Origin of Net National Product at Factor Cost | 100 |
| 表2. 国民所得の分配 | 102 |
| Table 2. Distribution of National Income | 102 |
| 表3. 国民総支出 | 118 |
| Table 3. Gross National Expenditure | 118 |
| 表4. 実質国民総支出 | 134 |
| Table 4. Gross National Expenditure at Constant Prices | 134 |
| 表5. インプリシット・デフレーター | 136 |
| Table 5. Implicit Price Deflators | 136 |
| 第 3. 主要系列表の季節調整済四半期別計数 | (経済企画庁経済研究所) |
| Part 3 : Seasonally Adjusted Figures at Annual Rates on Main Tables | 155 |
| 表2. 国民所得の分配 | 156 |
| Table 2. Distribution of National Income | 156 |
| 表3. 国民総支出 | 168 |
| Table 3. Gross National Expenditure | 168 |
| 表4. 実質国民総支出 | 180 |
| Table 4. Gross National Expenditure at Constant prices | 180 |
| 第 4. 付表 | (経済企画庁経済研究所) |
| Part 4 : Supplementary Tables | 193 |
| 付表1. 支出品目別個人消費支出 | 194 |
| 1. Composition of Private Consumption Expenditure | 194 |
| 付表2. 支出形態別家計消費支出 | 194 |
| 2. Consumption Expenditure of Households by Type of Goods | 194 |
| 付表3. 家計外消費支出 | 195 |
| 3. Business Consumption Expenditure (Consumption outside Households) | 195 |
| 付表4. 国内総資本形成の主体別分類 | 196 |
| 4. Composition of Gross Domestic Capital Formation by Type of Purchaser | 196 |
| 付表5. 国内総資本形成の産業別(購入者別)分類 | 198 |
| 5. Composition of Gross Domestic Capital Formation by Industrial Use | 198 |
| 付表6. 国内総資本形成の資本財種類別分類 | 198 |
| 6. Composition of Gross Domestic Capital Formation by Type of Capital Goods | 198 |
| 付表7. 資本減耗引当 | 200 |
| 7. Provisions for the Consumption of Fixed Capital | 200 |
| 付表8. 政府の財貨サービス購入の組織別分類 | 204 |
| 8. Composition of General Government Expenditure by Type of Purchaser | 204 |

| | |
|--|-----|
| 付表9. 政府の財貨サービス購入明細表 | 206 |
| 9. General Government Expenditure by Finance Account | 206 |
| 付表10. 一般政府の経常収入の組織別明細表 | 208 |
| 10. Composition of Current Revenue of General Government | 208 |
| 付表11. 政府企業総資本形成の形態別産業別分類 | 210 |
| 11. Gross Capital Formation of Government; by Type, by Industrial Classification | 210 |
| 付表12. 政府から個人への移転の明細表 | 218 |
| 12. Composition of Current Transfers from General Government to Households and Private Non-profit Institutions | 218 |
| 付表13. 社会保険に対する負担の明細表 | 218 |
| 13. Composition of Social Insurance Contributions | 218 |
| 付表14. 海外勘定の細目表 | 220 |
| 14. Composition of External Transactions | 220 |

第三部 推計方法

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 各勘定項目の推計方法 | 235 |
| I 国民総生産と総支出勘定 | 235 |
| II 国民所得分配勘定 | 235 |
| III 個人勘定 | 242 |
| IV 一般政府勘定 | 245 |
| V 資本形成勘定 | 247 |
| VI 海外勘定 | 255 |
| VII デフレーター算出方法 | 256 |
| VIII 季節調整方法 | 256 |
| 2. 国民所得統計改訂に伴う新旧推計の相違点 | 257 |
| I 国民所得の分配に関して | 257 |
| II 国民総支出に関して | 259 |
| III 個人勘定に関して | 260 |
| IV 一般政府勘定に関して | 260 |
| V 資本形成勘定に関して | 261 |
| VI 海外勘定に関して | 262 |
| VII デフレーター | 262 |
| 参考表 1. 新推計の旧推計に対する増減率表 | 263 |
| 参考表 2. 昭和26~39年度国民総生産(国民総支出)平均成長率 | 265 |

はじめに

1. 国民所得統計改訂までの経緯

国民所得統計が政府の公式的な報告書として一般に公表されるようになったのは、昭和28年の『昭和26年度国民所得報告』以来のことであるが、これまでの国民所得統計（以下「旧統計」と略称する。）は、十数年前の設計を基本的にはそのまま踏襲していたため、概念、表章形式、統計の精度などの面で幾多の欠陥が指摘されていた。さらにまた国民経済計算の総合的利用という観点から国民所得勘定と産業連関表など国民経済計算のその他の勘定との統合ということが次第に要請されるようになっていた。

このため経済企画庁では34～36年度に「国民経済計算調査委員会」、38～39年度には法律にもとづく「国民経済計算審議会」を設け改善の方策について研究を続けてきた。国民経済計算調査委員会では、主として、理論面からの国民経済計算のあるべき姿と、将来の方向（国民所得勘定体系の整備をすすめてその記述範囲を拡張し、国民経済計算のその他の勘定との統合を図るという方向）についての検討がおこなわれ、国民経済計算審議会（会長有沢広己東大名教授）では、調査委員会の成果を具体化するための方策が、各種の新しい試算を土台としながら、審議された。本審議会の答申は、40年3月29日『国民経済計算の改善に関する方策——国民所得勘定の改善を中心として——』の表題で、経済企画庁長官に提出された。

経済企画庁では、この審議会の答申を尊重しつつ、国民所得統計の有用性をなお一層高めるという観点からさらに検討を加え、所要の改善を図りながら26～39年度の14年間についての計数を確定する作業を40年度一年をかけて実施し、ここに新方式による国民所得統計の全面的な改訂が達成される運びとなった。

2. 改訂の必要性

(1) 旧統計の不備

国民所得が一般に公表されるようになってから十数年を経過したが、この間、概念、勘定体系の表章形式については国際的に大きな変化がみられ、また計数についても、近年基礎資料が充実してきたにもかかわらず、旧統計は、これらを十分に反映するにいたっていなかった。

a. 概念、表章形式について

まず概念、表章形式についてみると、旧勘定は27年に主としてアメリカ方式ののりとして作成され、のちにE C A

F E方式に近づけられたものであった。以後、国際連合、E C A F E、O.E.C.D.の諸機関および先進国において国民所得勘定標準方式の改訂ならびに具体的な統計整備が行なわれてきた。

旧統計は現在の資料事情、国際的な基準からみれば不備な点が多く、国際比較や利用のうえでの支障をきたしていた。たとえば、基本勘定の構造は完全接合性が買かれていないため、所得循環の径路が必ずしも明らかでなく、また民間企業の生産者耐久施設に住宅やその他の建設物が含まれていることは、国際比較はもちろん、それから算出された諸係数に問題を残すこととなっていた。また、個人消費支出における民間非営利団体の取扱い、政府部門の範囲と分類などについても国際的な基準との間に相違する点があった。

b. 統計の精度

旧統計は、次のような理由から、一般的にみて統計の精度について問題となる点が多く、現実の経済の姿を正しく反映しているとみられない点があった。

- (a) 例えば個人消費の一部においてみられたように、古い基準年次の計数を基礎として延長推計が行われているものが多かった。
- (b) 民間非営利団体や個人企業の一部などにおいて推計誤れの分野が残されていた。
- (c) 最新の資料に基づいて推計方法に改善を加えた場合にも過去に遡った訂正が行われないうちがあったため推計方法の連続性を欠いた場合があった。
- (d) 諸種の代替的な推計方法による相互チェックや新しい方法の開発が遅れていた。

(2) 国民経済計算の統合

国民所得勘定以外の国民経済計算も近年急速に発達し、ぜひその利用度を高めつつある。「国民経済計算」は、経済の実物、金融両面にわたる循環の姿を包括的かつ総合的に記述する統計的な計算体系であって、「国民所得勘定」、「産業連関表」、「資金循環勘定」、「国民貸借対照表」および「国際収支表」からなる。国民経済計算の体系を構成するこれらの諸勘定は、国民経済の活動をそれぞれ特定の視角から総合的にとらえようとするものであるから、もともとは相互に密接な関連をもっている。ところがこれまでわが国では、これらの諸勘定はそれぞれ独自の目的と歴史的な背景をもって別々に発達してきており、相互間の結びつきはほとんど考慮されていなかった。このためその利用度はかなり減殺されていた。したがって、経済分析や経済政策策定の用具として利用するために、国民経済計算の統合を図ることが要請されるにいたった。

(注) 国民経済計算の5つの諸勘定を簡単に説明すれば次のとおりである。

- (1) 国民所得勘定は最終生産物としての国民所得の生産、処分および資本形成などの諸活動を中心に経済循環の過程を記述する。
- (2) 産業連関表は、最終生産物のみならず中間生産物をふくめ、それらの部門間の取引の連関を明示する。
- (3) 資金循環勘定は、財貨、サービスに関する取引のみならず、債権債務の変動（発生、消滅等）を伴う取引（これを金融取引という。）をも記述の対象とし、それらの循環の過程を示す。
- (4) 国民貸借対照表は、一定時点において国民の資産、および負債の分布状況を示す。
- (5) 国際収支表は、対外国との取引という視点から眺めた経済活動を記述の対象とする。

3. 改訂を行なうに当たっての基本的方針

国民所得統計の改訂を行うに当たっての基本的な方針としては、次のようなものがあげられる。

- (1) 統計の精度を向上させること（質的向上）。
旧統計においてみられる推計洩れ分野の補完を行うとともに基礎統計の精度、利用可能性を十分に評価した上でもっとも精度の高い推計結果をうるための推計

方法の改善を行う。

- (2) 国際比較の可能性を高めること。
概念、表章形式をできるだけ国連の国民所得標準方式 (A SYSTEM of NATIONAL ACCOUNTS and SUPPORTING TABLES) に則して改めることにより国際比較により一層便利ならしめる。
- (3) 国民所得統計の提供する情報量を飛躍的に増加させること（量的拡大）。
国民所得の分配の季節調整済系列や実質の四半期系列（季節調整済系列を含む）を新たに作成するとともに、付表を整備してより詳細な情報を提供することにより、国民所得統計を経済政策の策定や経済分析の基礎資料として利用するという立場からの要請にこたえる。

- (4) 国民所得統計と産業連関表との統合を図り、国民経済計算の体系を完成させる方向へ一歩進めること（国民経済計算の部分的統合）。

国民経済計算の統合にあたっては、その全面的な統合が望ましいが、現在の資料的事情等からみてその実現は困難であると考えられる。そこで当面は国民所得勘定と産業連関表との統合（部分的統合）を図ることとし、概念、表章形式、および計数の上で相互に密接な関連づけを行う。

第一部 新国民所得勘定の概念構成

1. 国民所得勘定の構成

今回改訂された新方式による国民所得勘定は、6個の基本勘定と、それに付属する主要系列表と付表からなっている。

(1) 基本勘定について

「第1勘定」は、「国民総生産と総支出勘定」である。これは、本質的には、国民経済の統合生産勘定であって、「国民」概念が採用されている。

しかしながら、通常の生産勘定との相違点は、「経常補助金」の項目が貸方（受取）から借方（支払）へ移されて控除項目とされ、また逆に、海外からの財貨・サービスの購入である「輸入と海外への所得」が、借方から貸方へ移されて控除項目とされている2点である。

勘定の貸方については、まず国民経済の消費支出が示されており、これは「個人消費支出」すなわち、家計と民間非営利団体の消費と、一般政府の消費支出である「政府の財貨・サービス経常購入」に分けられている。

つぎに、国内総資本形成を示すものとして「国内総固定資本形成」と「在庫品増加」が示されている。

「輸出」は、国民経済の観点からは、最終生産物の需要となる。「海外からの所得」があわせて計上されているが、これは外国に対して提供された要素サービスに対する対価であり、次の項目における「海外への所得」は、逆の意味をもっている。これらの要素サービスに対する所得の受払がこのように計上されるのは、この勘定が、「国民」概念によっているからである。

消費、国内総資本形成および輸出と海外からの所得の合計は国民経済の活動によって生産された最終生産物の総額に対する需要を示すもの（総需要）であるが、しかし、この中には、輸入と海外からの所得が含まれている。この総需要から、この部分を控除することによって、「国民総生産」に等しい額の集計値がえられるが、これは、各部門による支出の市場価格による総計であって、「市場価格表示の国民総支出」とよばれる。

勘定の借方は、国民経済の生産活動における付加価値の総計を、市場価格によって評価したものである。このため、「要素費用表示の国民所得」に、評価上の調整項目として、「間接税」が加算され、「経常補助金」が控除される。なお、「資本減耗引当」は、「総」生産の概念によって表示するための調整項目である。これらの項目の合計が、「市場価格表示の国民総生産」となっている。

「第2勘定」は、「国民所得分配勘定」であって、つづく2つの処分勘定との統合によって、統合処分勘定を導くことができる。第1勘定の借方にある「国民所得（要素費用表

示の国民純生産）」が、本勘定の貸方に移されるとともに、借方には、国内生産面において生ずる付加価値と海外からの純要素所得の総額の再分配、すなわち最終受取者別の所得項目が示される。

「雇用者所得」、「個人業主所得」、「個人の財産所得」および「法人企業から個人への移転」の4項目は、家計および民間非営利団体が受取る所得である。

「法人留保」は、民間法人企業の未分配利潤を示す。「法人税および税外負担」は、民間法人企業の剰余から政府へ支払われる税および税外負担である。

「政府の事業所得および財産所得」は、政府企業の剰余および政府所有の財産から生ずる要素所得である。

控除項目として「一般政府負債利子」と「消費者負債利子」が示されるのは、これらが生産活動によって生ずる付加価値とはみなされないにもかかわらず、上記各項目の総額に含まれているためであって、一括控除することによって、要素費用表示の「国民所得」に到達する。

「第3勘定」は、「個人勘定」である。貸方には、家計および民間非営利団体が受取るすべての要素所得と他部門からの移転の合計が示されて、「個人所得」を形成する。借方は、個人所得の処分形態を示すものであって、消費支出と、税および他部門への移転の支払が計上され、個人所得とのバランス項目は「個人貯蓄」となる。

今回の改訂においては、各項目にわたって一貫して総（グロス）受払両建てベースによって示され、従来「雇用者所得」や「個人業主所得」が、したがって「個人所得」が純（ネット）受払差額で示されていたのを改訂した。

「第4勘定」は、「一般政府勘定」である。貸方は、各種の税および税外負担のほかに他部門からの移転の受取、ならびに、政府部門に帰属する要素所得（政府の事業所得および財産所得）が合計されて、「経常収入」を形成する。

借方は、この「経常収入の処分」を示すものであって、消費支出と他部門への移転が示され、経常収入とのバランス項目は、「政府経常剰余」となる。

「第5勘定」は、「資本形成勘定」であって、各部門の資本形成勘定の統合を示す。この勘定は「総」概念で示されている。

貸方は、各部門における貯蓄が集められて総貯蓄（源泉）となり、借方は、「国内総固定資本形成」および「在庫品増加」と「外国に対する債権の純増」が示されて、国民ベースの総資本形成（使途）をあらわす。

「第6勘定」は、「海外勘定」である。これは各部門における対外取引、すなわち、居住者と非居住者間のすべての取引を統合したものである。

貸方には、財貨・サービスの輸入と、要素所得、および

移転の支払が示される。借方には、財貨・サービスの輸出と、要素所得と移転の受取が示される。この勘定は、外国側からみる勘定構成となるため、貸方、借方は第1から第5までの勘定とは反対である。したがって、収支のバランス題目は、貸方に「海外に対する債権の純増」として示される。

以上概観したこの勘定体系の構成については2つの特徴があげられる。第一は、明確に「国民」概念を採用していることである。第二は、すべての勘定項目は、必ず、他勘定において対応項目をもち完全接合方式をとっていることである。すべての勘定項目が対応項目をもち、相互に斉合性を保っている勘定体系を、完全接合方式(fully articulated system)の勘定体系とよぶが、旧統計は完全接合方式となっていない。

なお、基本勘定を構成するすべての勘定項目については、それぞれの頭部に一連番号が、またその尾部の括弧内に対応項目についての関連番号が付けられており、これをたどることによって完全接合方式の貫徹を理解することができる。

(2) 主要系列表および付表について

これらはいずれも基本勘定を構成するための基礎的な情報を提供するとともに、主要な集計値についての各種の詳細な分類あるいは組替の計数を示す付属表である。この付属表は「主要系列表」と「付表」とに分けられているが、いずれも系列表形式(flow statement—勘定形式accountsに対して)をとっている。主要系列表は、より重要な集計値を中心として構成され、暦年、四半期の計数をも収録しているのに対して、付表に収録されている計数は、いわば分析上の参考系列という性格のものであって、一部を除き年度計数のみが示されている。

付属表の設定にあつても、基本勘定の設定の場合と同様できるだけ関連の標準方式(標準準表)に則応するようにし、国際比較および分析利用上有用な情報がえられるよう配慮した。

2. 主要勘定項目の定義

(1) 国民総生産と総支出勘定に関して

1.1 国民所得(要素費用表示の国民純生産)

わが国の通常の居住者が経常的生産活動にたいして提供したサービスから発生した生産物の要素費用による価値であつて、固定資本に対する減耗引当額を控除したものである。

1.2 資本減耗引当

一定期間内における固定資本の価値の減耗分を補填するため引当てられる価値である。この引当には、一般政府が

所有するものを除くすべての固定資本について、その消耗、予見しうる陳腐化および偶発損が評価計上される。

1.3 間接税

財貨、サービスの市場価格に含まれるが、企業においては、経費として処理されて所得としてあらわれない支出および流通ともなり税および税外負担である。その主なものは酒税、砂糖消費税、物品税などの間接税および専売納付金、各種手数料の企業負担分などの税外負担であるが、さらに、事業税と固定資産税もここに含められる。

1.4 経常補助金

政府から企業に交付される経常的補助金であつて、政府から企業への直接支払か、あるいは政府機関による買値と売値の差額支出の形をとる。この補助金分だけ企業のコストが相殺され、市場価格が低められるため、負の間接税とみなすことができる。

1.6 個人消費支出

家計と民間非営利団体の財貨、サービスに対する最終支出額から、同種の売却額(主として中古品取引)を控除し、海外からの現物贈与の純額を加算した価値である。耐久財、非耐久財をとわず、すべての財貨購入が含まれるが、土地建物は除かれる。

食料、宿舎および衣料など雇用者に支給された現物所得は原価で評価して加算され、また、自家用住宅の賃貸料や、農家の自家消費、および金融機関からの帰属サービス購入も評価計上される。

消費支出の個人部門と一般政府部門に振り分ける基準は、どの部門が「直接購入者」であるかをもってするが、両方の部門に關係する消費支出については、次のように取扱うものとする。すなわち家計から一般政府へ支払う手数料や諸料金のうち、たとえば、国立博物館のカタログや絵巻書購入の額は、一般企業からの購入と同質であつて、個人消費支出とする。これに対し、政府の政策を実現するための手段として与えられるサービスへの支出、たとえば、旅券、法務費、官立学校授業料、国立病院一般診療費等の支払は、家計から一般政府への移転支出とされて、個人消費支出には含まれない。

1.7 政府の財貨サービス経常購入

政府の財貨、サービスにたいする経常的支出であつて、公務員の給与および企業と海外からの購入からなる。防衛目的の支出はすべて消費支出としてここに含まれる。海外からの現物移転は消費支出として含まれるが、海外への現物移転は、ここに含まれずに輸出とされる。ただし、軍事的裝備の移転は、移転支払国の政府消費となり、移転受取国の勘定には計上されない。

1.8 国内総固定資本形成

国内の固定資本ストックの総付加分となる財貨、サービスの価値額であつて、企業、一般政府、民間非営利団体等の建設物(土地にたいする価値の付加分—土地造成費を含む)、機械装置等の固定資産の取得にたいする支出からなる。家計については、土地(価値の付加分)、住宅建築のみが、固定資本形成に含まれる。

なお、固定資産の取得に関する直接的経費は固定資本形成に含まれるが、間接的経費は、経常支出とされる。また、維持修繕のうち、大規模な改造、更新は含まれる。

さらに、家畜については、資本的サービスを提供する大動物の購入、成長増加分が固定資本形成に含まれる。いわゆる無形固定資産は含まれない。

1.9 在庫品増加

製品、仕掛品(建設物を除く)、原材料品等棚卸資産の物量的増減を価値で表示したものであるが、企業の所有する財貨のみが対象となり、家計、民間非営利団体および一般政府の所有する財貨は含まれない。なお、輸出入との関連については、居住者が海外に所有する財貨は、ここでの在庫増減に含まれるが非居住者が国内に所有する財貨は含まれない。

1.10 輸出と海外からの所得

一定期間において、外国に輸出された財貨と非要素サービスの価値と、居住者が外国から受取る賃金俸給、財産所得等の要素所得の合計である。

ここで外国とは、国境によって定められる外国領土のみならず、外国公館、駐留軍、外国船舶および航空機、ならびに外国人旅行者を含める。

商品輸出には、非貨幣用金の政府買上分が含まれる。

また、非居住者による国内での消費支出、たとえば、旅行者、留学生、外交団、駐留軍等による消費支出も輸出に含まれる。

海外からの要素所得のうち、財産所得には海外から受取る配当、利子、利潤および不動産賃貸料のほか著作権、特許権使用料およびフィルム賃貸料が含まれる。

1.11 輸入と海外への所得

上記、1.10輸出と海外からの所得に準じて定義される。

(2) 国民所得分配勘定に関して

2.1 雇用者所得

民間企業および官公企業、家計と民間非営利団体ならびに一般政府によって雇用される通常の居住者にたいして、現金、現物で支払われるすべての賃金俸給およびその他の給与(退職一時金を含む)とあわせて、自衛隊員の給与、非居住者にたいして提供された居住者の労働にたいする所得からなる。これらの所得は、税金と社会保険料負担の控除前で計上され、また、雇主による社会保険料負担分も所

得に算入される。

ただし、農業その他個人企業における家族従業員は、実際に給料の支払がなされない限り、雇用者には含まれない。

通常の常雇、日雇の雇用者所得のほか、重役俸給(利益金処分の賞与を除く)、職員才費、チップおよび兼業所得も含まれる。

2.2 個人業主所得

個人業主が自己と家族労働および雇用労働を使用して企業を営営することによって得た現金、現物の所得である。しかし、本業以外で、個人業主が受取る利子、配当および賃貸料の所得は除かれて個人の財産所得に計上される。

個人業主所得は、企業の経営から直接得られたと考えられる業主自身と家族の賃金俸給、および運用された自己資産に帰属するとみられる資本利子、賃貸料および利潤をあわせ含んでいる混合所得である。

2.3 個人の財産所得

金融資産、土地および建物の所有者という資格で個人および民間非営利団体に支払われる貨幣所得と帰属所得、利子、配当および賃貸料からなる。

2.4 法人企業から個人への移転

法人企業から家計および民間非営利団体への経常勘定上の贈与であつて、各種の寄付金および個人に対する貸倒れ引当などからなる。

2.5 法人税および税外負担

法人企業および協同組合の所得あるいは資本にたいして課せられる税金および税外負担である。

2.6 法人留保

民間法人企業および協同組合の所得から直接税を支払い、配当を分配したあとに残る部分である。

2.7 政府の事業所得および財産所得

国の企業会計に含まれる各特別会計、政府関係機関、およびその他の政府企業、ならびに地方公共団体の事業会計と収益会計における経常勘定の損益と、中央、地方財政における賃貸料、利子および配当の収入額が計上される。ただし、専売納付金は除かれて、間接税に含まれる。

2.8 一般政府負債利子

中央、地方政府が、前記の官公事業以外でもっているすべての負債にたいする利子である。

2.9 消費者負債利子

個人と民間非営利団体が、消費者の資格でもっているすべての負債にたいする利子である。

(3) 個人勘定に関して

3.2 個人税および税外負担

家計と民間非営利団体に、課せられる所得税、その他の

直接税、および、免許料、手数料、罰金等の移転支払からなり、個人所得の処分の一項目である。

3.3 社会保険にたいする負担

雇用者および雇用主による社会保険にたいする保険料、掛金である。

3.5 個人から海外への移転

家計および民間非営利団体が海外にたいして、一方的に支払った現金、現物の価額である。現物移転の場合には、その見合額が、項目1.10（輸出等）に含まれる。

3.6 個人貯蓄

個人所得から、消費支出、税および他部門への移転の合計を差引いた残額である。

3.12 政府から個人への移転

家計と民間非営利団体が、政府から一方的に受取り、個

人所得の追加分となる所得である。主なものは各種の社会保険からの給付金である。ただし、公債利子は、ここには含まれず、項目3.9（個人の財産所得）に含まれる。

(4) 一般政府勘定に関して

4.4 政府から海外への移転

政府が外国にたいして（国際機関を含む）一方的に支払った現金、現物の価額である。ただし、軍事的装備の移転は除かれる。また、現物移転の場合にはその見合額が、項目1.10（輸出等）に含まれる。

(5) 海外勘定に関して

5.2 および6.7海外にたいする債権の純増

海外勘定における財貨、サービスの輸出入と、要素所得および移転の受払の差額である。

第二部 国民所得統計

凡 例

1. 国民所得統計に用いた記号はつぎのとおりである；
 - 皆無または無意味
 - 0.0 単位未満
 - 負数（付表以外の統計表）
 - △ 負数（付表）
2. 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の計数の合計値と一致しない場合があるが、これは四捨五入の関係による。

Prefatory Notes

1. Symbols of this National Income Statistics are follows;
 - Nil or meaningless
 - 0.0 Less than 0.05
 - Minus (in tables except Supplementary Tables)
 - △ Minus (in Supplementary Tables)
2. Due to rounding of the figures less than one tenth of unit, the figures of total may be not coincided with the added figures of each component.

1. 基本勘定および主要系列表

(年 度 計 数)

Part 1: Basic Accounts and Main Tables

(Figures of Fiscal Year)